

令和 7 年度 鳥取労働局インターンシップ(職場体験実習)参加者募集について

鳥取労働局では、鳥取労働局職場体験実習実施要領に基づき、短期大学、大学及び大学院(以下「大学等」という。)の学生を対象とし、鳥取労働局において実務を体験することにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、労働行政への理解を深めてもらうことを目的として、下記のとおりインターンシップ(職場体験実習)を実施します。

1. 実習の対象者

大学等に在籍する学生

2. 募集人員

5名

3. 実習の期間

令和 7 年 9 月 1 日～9 月 5 日の 5 日間

4. 実習の時間・場所・内容

(1) 時間

土・日・祝日を除く 9 時 00 分～17 時 00 分(12 時 00 分～13 時 00 分は休憩時間)

(2) 場所及び内容

鳥取労働局総務部、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部のそれぞれの事務室等において、各労働行政事務を体験実習していただきます。

5. 応募の締切り

令和 7 年 7 月 31 日(木)(必着)

6. 応募の方法等(※ 学生個人からの直接応募は受け付けておりません。)

(1) 大学等の担当部局は、実習を希望する学生について取りまとめを行い、下記 10 の応募先あてに以下 3 点の書類を郵送してください。

- ①鳥取労働局職場体験実習推薦書
- ②鳥取労働局職場体験実習志望理由等調査票
- ③履歴書(指定様式)

7. 参加学生の決定

参加学生は書類選考の上で決定します。書類選考の結果は、令和7年 8 月4日(月)までに各大学等あてに連絡しますので、参加が決定した大学等は、以下3点の書類を下記10の応募先あて郵送してください。

- (1) 鳥取労働局インターンシップに関する覚書
- (2) 誓約書
- (3) 災害傷害保険・賠償責任保険加入証明書(加入証書のコピーでも可)

8. 所要経費

本実習の必要経費(交通費・滞在費・食事代・保険料等)については、原則として各自で負担することとなります。(鳥取労働局では負担しません。)

なお、受入に際しては、災害傷害保険・賠償責任保険に加入していることを条件とします。

9. 留意事項

- (1) 業務の都合等により、実習の中止や期間等の変更があり得ますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 実習期間中の通勤に当たって、来客者用駐車場は利用できませんので、公共交通機関等をご利用ください。

10. 応募・問い合わせ先

鳥取労働局 雇用環境・均等室

担当: 中島

〒680-8522

鳥取市富安2丁目89-9

TEL: 0857-29-1709